

防大術第1471号  
平成18年12月6日

各 部 長  
学術情報センター長 殿  
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長

eラーニング活用検討委員会の設置について（通達）

改正 平成21年3月31日防大総第542号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

## 記

### 1 設置

防衛大学校に、eラーニング活用検討委員会（以下「委員会」）を置く。

### 2 構成

委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 教官をもって充てる副校長
- (2) 委員 学校長が指名する者
- (3) 委員長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

### 3 審議事項

次期システムにおけるeラーニング活用に関する検討

### 4 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を統括する。

(2) 委員長は、各委員を総括するものを委員の中から1名指名することができる。

5 任期

委員の任期は当該委員が指名された年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

6 庶務

委員会の庶務は、総合情報図書館事務室において行う。

7 委任規定

この通達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。